（前のページより続き）

〔訓　令〕

○検察庁事務章程の一部を改正する訓令（**法務**一）　七〇

〔告　示〕

○災害対策基本法施行令第四十三条第一項の地方公共団体を定める件（**総務**一三九）　七〇

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示（**文部科学**六六）　七〇

○厚生労働科学研究費補助金取扱規程の一部を改正する件（**厚生労働**一〇八）　七二

○施設等機関に委任した補助金の交付に関する事務（**同**一〇九）　七二

○都道府県労働局長が行う補助金等の交付に関する事務を定める件（**同**一一〇）　七三

○漁港漁場整備法施行令第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（**農林水産**七一〇）　七四

○有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律施行令第一条第三号の規定に基づき農林水産大臣が指定する事業を指定する件の一部を改正する件（**同**七一一）　七五

○土地改良法施行規則第三十八条の二等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（**同**七一二）　七五

○公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第一項の障害補償標準給付基礎月額を定める件（**環境**二七）　七六

○公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第一項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件（**同**二八）　七六

〔官庁報告〕

官庁事項

内閣情報調査室組織規則等の一部を改正する規則（内閣）　七六

内閣官房に内閣官房副長官補の命を受け特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する企画官を置く規則（同）　七六

本号で公布された法令のあらまし　七六

◇公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第三号）（総務省）

1　対象事業の見直し

対象事業から、廃棄物の処理施設の設置の事業等について除くこととした。（第二条第三項関係）

2　期限の延長等

法律の適用期限を平成三三年三月三一日まで延長すること及び所要の経過措置を整備することとした。（附則第一条第二項関係）

3　この法律は、法律の適用期限に関する規定を除き、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇内閣官房組織令の一部を改正する政令（政令第六〇号）（内閣官房）

1　内閣参事官の定数を六六人とすることとした。（第八条第三項関係）

2　平成二三年六月二二日まで置かれる内閣審議官一人の存置期限を平成二六年三月三一日まで延長することとした。（附則第三項関係）

3　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第六一号）（内閣府本府）

1　本府に置く参事官の定数を改めることとした。（第二〇条関係）

2　政策統括官の職務の特例である原子力発電施設等立地地域の指定に関すること等の期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（附則第三条関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇金融庁組織令の一部を改正する政令（政令第六二号）（金融庁）

1　総務企画局に置かれる総括審議官のうち一人の名称及び所掌事務を改めることとした。（第五条関係）

2　総務企画局に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第六条関係）

3　証券取引等監視委員会事務局に置かれる課の数を改めることとした。（第二六条関係）

4　総務企画局に置かれる審議官のうち一人の設置期間を平成二八年三月三一日までに改めることとした。（附則第四条関係）

5　総務企画局に置かれる参事官のうち一人の設置期間を平成二八年三月三一日までに改めることとした。（附則第五条関係）

6　監督局に置かれる銀行第二課の設置期間を平成二六年三月三一日までに改めることとした。（附則第六条関係）

7　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。ただし、第六条第一項及び第二六条第二項並びに附則第五条第二項の改正規定は、同年七月一日から施行することとした。

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第六三号）（総務省）

1　平成二三年度における事務及び事業に関する予定計画に鑑み、内閣府及び各省等の定員を改正することとした。

2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇外務省組織令の一部を改正する政令（政令第六四号）（外務省）

1　大臣官房及び大臣官房総務課の所掌事務についてそれぞれ所要の改正を行うこととした。（第三条及び第一九条関係）

2　国際協力局及び同局政策課の所掌事務についてそれぞれ所要の改正を行うこととした。（第一一条及び第七〇条関係）

3　総合外交政策局安全保障政策課及び同局人権人道課の所掌事務についてそれぞれ所要の改正を行うこととした。（第二二条及び第三五条関係）

4　アジア大洋州局大洋州課の所掌事務について所要の改正を行うこととした。（第四二条関係）

5　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。